

# 岐阜証明材推進制度実施要領

平成19年1月24日付県流第463号林政部長通知  
一部改正：平成19年3月9日付県流第512号県産材流通課長通知  
一部改正：平成21年3月11日付県流第609号県産材流通課長通知

## （趣旨）

第1条 この要領は、消費者並びに家づくりを担う工務店、建築士その他の住宅建築関係者等が容易にかつ安心して岐阜県産材（以下「県産材」という。）を使用できるよう、林業及び木材産業に関わる事業者と県が一体となって県産材の生産及び流通の履歴証明を推進する方法を定め、県産材の信頼性を向上させることにより、県産材の需要拡大を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。
- (2) 合法材 森林法及びその他関係の法令に照らし、手続きが適切に行われ、伐採された木材をいう。
- (3) ぎふ証明材（以下「証明材」という。） 県産材であり、かつ合法材である木材及びその木材から作成された木材製品をいう。
- (4) 森林認証制度 独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組みをいう。
- (5) C o C 認証制度 森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林から生産されるものと混じらないように適切な分別管理を行っていることについて、第三者機関が木材・木材製品を取扱う事業者を評価・認証する仕組みをいう。

## （推進事業者）

第3条 証明材を取り扱う推進事業者は、次に掲げる事項を遵守する旨を誓約し、知事に申請のうえ登録された者とする。

- (1) 証明材の取扱いにあたっては、自らの責任において、適正に制度を運用し、証明材の積極的な供給拡大に努める。
- (2) 消費者等に対し、証明材に関する情報を積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努める。

## （推進事業者の責務）

第4条 推進事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 証明材とその他の材を適正に分別管理する「分別管理責任者」を設置する。
- (2) 証明材の出入荷、証明、在庫に関する情報を管理簿等により管理し、証明及び管理に係る関係書類を5年間保管する。
- (3) 推進事業者と証明材を購入した消費者等の間において、証明に係る問題が生じた場合、又は第10条第1項の規定に基づく登録の取り消し若しくは改善の指導により損失が生じた場合は、推進事業者がその責務を負う。

## （登録申請）

第5条 推進事業者の登録を希望する者は、登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、申請書受理後、申請された内容を確認のうえ、適切と認められた場合は、30日以内に登録台帳（様式第2号）に登録し、登録通知書（様式第3号）を送付するものとする。

### (有効期間)

第6条 登録の有効期間は、登録日から2年を経過する日の属する年度の3月31日までとする。

### (登録の更新)

第7条 登録の更新が必要な推進事業者は、更新申請書（様式第4号）を有効期間が満了する年度の3月1日までに知事に提出するものとする。

2 知事は、申請内容を確認のうえ、適当と認められる者は、登録台帳に再度登録し、3月31日までに更新通知書（様式第5号）を送付する。

### (登録内容の変更)

第8条 登録内容に変更があった場合は、登録内容変更届（様式第6号）を速やかに知事に提出しなければならない。

### (登録の抹消)

第9条 登録した推進事業者は、自己都合により登録を抹消したいときは、登録抹消申請書（様式第7号）を知事に送付しなければならない。

2 知事は、前項の申請があったときは登録台帳から抹消するものとする。

### (登録の取消)

第10条 知事は、推進事業者が申請書における誓約に反した場合は、その登録を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、該当者に対して意見を述べる機会をあたえ、この結果、取り消す必要があると認めた場合、登録取り消しの理由を付して推進事業者に送付するものとする。

3 知事は、登録を取り消したときは、登録台帳から抹消するとともに、その取り消しの日から起算して1年間、当該者の再登録を行わないものとする。

また、知事は取り消しの理由を付してホームページ等で、取り消し事業者の名前を公表するものとする。

### (推進事業者の公表)

第11条 登録した推進事業者については、その名称、登録番号その他知事が必要と認める情報をホームページ等により公表する。

### (証明)

第12条 証明材の証明は、出入荷時に発行する出荷伝票、納品書等（以下「伝票等」という。）に次の各号に掲げる場合に応じ必要事項を記載して行うものとする。

（1）森林所有者及び素材生産者（以下「森林所有者等」という。）の場合、県産材及び合法材であることを証明したい木材について、伝票等に下記の事項を明記し、出荷するものとする。

ア 推進事業者登録番号

イ 伐採地（市町村名、大字・字・地番又は林班・準林班・小班・枝番）

ウ 伐採種（皆伐、択伐、間伐の別）

エ 所有区分（国有林、県有林、その他（私有林等）の別）

オ 森林区分（保安林、普通林の別）

カ 合法性証明（施業計画、伐採届、伐採許可、森林認証等の別）

（2）製材加工、流通、販売に係る事業者の場合

森林所有者等から直接原木を入荷するにあたっては、（1）の規定に基づき提出された伝票等により、証明材であることを確認し、森林所有者等に発行する伝票等に証明材を受領した旨を記載するものとする。

上記以外の原木又は木材製品の入荷にあたっては、下記の事項が記載された伝票等により、証明材であることを確認する。

また、証明材は第13条の規定により適正に分別管理し、出荷にあた

っては、伝票等に下記の事項を記載するものとする。

- ア 推進事業者登録番号
  - イ 「ぎふ証明材」
- 2 証明に必要な経費は、推進事業者が負担するものとする。
  - 3 森林認証制度又はCoC認証制度により証明された木材は証明材として取り扱うことができるものとする。

#### (分別管理)

第13条 推進事業者は、入荷、保管、製造加工、出荷等の各段階において、証明材がその他の材と分別できるよう、シート、テープ、標識、刻印、ラベル、ペンキ等により明示し、管理する。

#### (実績報告)

第14条 推進事業者は、実績報告書（様式第8号）により、証明材の取扱等にかかる前年度分の実績量を、実績の有無に関わらず毎年5月末までに知事に報告する。

- 2 推進事業者は、前項の報告書に記載した証明材の出入荷量の内訳や管理状況が確認できる書類を整備するものとする。

#### (検査)

第15条 知事は、推進事業者の分別管理及び証明状況等を確認するため、検査を行うことができる。

#### (その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

- 1 この要領は平成19年2月1日から施行する。ただし、第7条から第10条までの規定、及び第12条から第15条までの規定は、同年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日までに登録した推進事業者の登録有効期間は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までとする。

#### 附 則

- 1 この要領は平成19年3月9日から施行する。

#### 附 則

- 1 この要領は平成21年4月1日から施行する。